久喜市クリーンセンター余熱利用施設条例をここに公布する。

令和８年１０月６日

久喜市長　貴志　信雄

久喜市条例第３０号

久喜市クリーンセンター余熱利用施設条例

別紙のとおり

久喜市クリーンセンター余熱利用施設条例

（設置）

第１条　久喜市クリーンセンターで発生する熱を有効利用し、運動、憩い及び交流の機会を提供することにより、市民の健康増進及び賑わいの場の創出を図るため、久喜市クリーンセンター余熱利用施設（以下「余熱利用施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条　余熱利用施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久喜市クリーンセンター余熱利用施設	久喜市菖蒲町台２７１２番地２

（業務）

第３条　余熱利用施設は、次に掲げる業務を行う。

（１）　別表第１及び別表第２に定める施設（以下「有料施設」という。）並びにこれ以外の施設並びにこれらに附属する設備の利用に関すること。

（２）　その他余熱利用施設の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

（休館日）

第４条　余熱利用施設の休館日は、次のとおりとする。

（１）　１２月２９日から翌年の１月３日までの日

（２）　火曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

（利用の制限）

第５条　余熱利用施設を利用する者は、次の各号のいずれかに該当する行為をし

てはならない。

（１）　余熱利用施設の設置の目的に反すること。

（２）　公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあること。

（３）　余熱利用施設の施設又はこれに附属する設備を破損し、又は滅失すること。

（４）　営利を目的とした催し等を行うこと（第１６条第１項の規定により市長が指定するものを除く。）。

（５）　余熱利用施設の管理上支障があると認められること。

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めること。

（利用者数の制限）

第６条　市長は、余熱利用施設を利用しようとする者の数が余熱利用施設の収容能力を超えるおそれがあるときその他管理上必要があると認めるときは、その数を制限することができる。

（入館の禁止等）

第７条　市長は、余熱利用施設内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命じることができる。

（占用利用の許可）

第８条　別表第１に定める施設の利用（以下「占用利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、許可（以下「占用許可」という。）を受けなければならない。占用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の申請は、義務教育諸学校が利用するときその他の市長が公益上必要と認めるときを除くものとする。

３　市長は、第１項の申請に係る利用又は利用の変更が、第５条各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、占用許可をしない。

４　市長は、占用許可をするに当たって管理上必要があるときは、条件を付することができる。

（占用利用権の譲渡等の禁止）

第９条　占用許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（占用許可の取消し等）

第１０条　市長は、占用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、占用許可に係る利用の条件を変更し、若しくは占用利用を停止し、又は占用許可を取り消すことができる。

（１）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（２）　偽りその他不正の行為により占用許可を受けたとき。

（３）　使用料を納期限までに納付しないとき。

（４）　占用許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

（５）　その他余熱利用施設の管理上必要があると認めるとき。

２　市長は、占用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項の処分を受け、当該処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（使用料）

第１１条　有料施設を利用しようとする者（別表第１の施設は占用者に限る。以下「施設利用者」という。）は、同表及び別表第２に定める使用料を、利用しようとする日までに市長に納付しなければならない。

（使用料の減免）

第１２条　市長は、必要があると認めるときは、施設利用者の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第１３条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当す

るとき、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

（１）　余熱利用施設の管理上の理由により、有料施設を利用することができないとき。

（２）　施設利用者の責めに帰することができない理由により、有料施設を利用することができないとき。

（原状回復の義務）

第１４条　施設利用者は、有料施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第７条の規定により退館を命じられ、又は第１０条第１項の規定により占用利用の停止若しくは占用許可の取消しを受けたときも同様とする。

（賠償義務）

第１５条　施設利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、有料施設の利用中にその施設を破損し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第１６条　市長は、余熱利用施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、余熱利用施設の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

（１）　第３条各号に掲げる業務

（２）　余熱利用施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理及び運営に関する業務

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

２　指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第４条から第８条まで及び第１０条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは

「指定管理者」と、第１０条第１項第３号中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定）

第１７条　市長は、法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者に余熱利用施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の利用料金は、別表第１及び別表第２に定める使用料を上限額として、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

３　指定管理者は、必要があると認めるときは、有料施設の利用に関し、回数利用券及び定期利用券を発行することができる。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

（利用料金の納付）

第１８条　指定管理者が第１６条第１項の業務を行う場合においては、第１１条の規定にかかわらず、施設利用者は、前条第２項の規定により指定管理者が定めた利用料金を、利用しようとする日までに指定管理者に納付しなければならない。

（利用料金の減免）

第１９条　指定管理者は、必要があると認めるときは、施設利用者の利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第２０条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

（１）　余熱利用施設の管理上の理由により、有料施設を利用することができないとき。

（２）　施設利用者の責めに帰することができない理由により、有料施設を利

用することができないとき。

（委任）

第２１条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第１（第３条、第８条、第１１条関係）

１　占用利用

利用する施設	区分	使用料（１時間につき） （利用料金の上限額）
温水プール（１コースごと）	一般	１，５００円
	小・中学生	７５０円
フィットネススタジオ	一般	５００円
	６５歳以上	４００円
多目的室１～４（１室ごと）	一般	２５０円
	６５歳以上	２００円
防音室	一般	２５０円
	６５歳以上	２００円

備考

１　施設利用者（団体が利用する場合は、代表者）が、久喜市又は加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町若しくは杉戸町に住所を有さない場合の使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合は、第１７条第２項の利用料金）は、上記の２倍の額とする。ただし、久喜市に通勤又は通学する者は、この限りでない。

２　１回の利用につき、異なる区分に属する者が同時に利用する場合の区分は、

主たる利用者を含む区分を当該区分とする。

3　利用時間は１時間を単位とし、その時間が１時間に満たない場合であっても、１時間とする。

4　温水プールを占用利用することができるのは、１回につき１０人以上が利用する団体とし、事業や歩行・遊泳コースの確保に支障のない範囲で、３時間以内かつ３コースまでを限度とする。

5　温水プールにおける「一般」とは、備考７以外の者をいう。

6　フィットネススタジオ、多目的室１～４及び防音室における「一般」とは、６５歳以上の者以外の者をいう。

7　「小・中学生」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒をいう。

別表第２（第３条、第１１条関係）

1　個人利用

利用する施設	区分	使用料（１回につき） （利用料金の上限額）
温水プール	一般	５００円
	６５歳以上	４００円
	小・中学生	２５０円
	幼児	無料
温浴施設	一般	５００円
	６５歳以上	４００円
	小・中学生	２５０円
	幼児	無料
トレーニングルーム	一般	５００円
	６５歳以上	４００円
	中学生	２５０円
温水プール及び温浴施設	一般	９００円
	６５歳以上	７００円
	小・中学生	４５０円
	幼児	無料
温浴施設及びトレーニングルーム	一般	９００円
	６５歳以上	７００円
	中学生	４５０円
温水プール及びトレーニングルーム	一般	９００円
	６５歳以上	７００円

	中学生	４５０円
温水プール、温浴施設及びトレーニングルーム	一般	１，２００円
	６５歳以上	９００円
	中学生	６００円

備考

１　施設利用者が、久喜市又は加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町若しくは杉戸町に住所を有さない場合の使用料（指定管理者が利用料金を収受する場合は、第１７条第２項の利用料金）は、上記の２倍の額とする。ただし、久喜市に通勤又は通学する者は、この限りでない。

２　「一般」とは、６５歳以上の者並びに備考３及び４以外の者をいう。

３　「小・中学生」とは、義務教育諸学校の児童及び備考５の者をいう。

４　「幼児」とは、義務教育就学前の者をいう。

５　「中学生」とは、義務教育諸学校の生徒をいう。

６　「１回」とは、１施設利用券は３時間以内、２施設利用券は６時間以内、３施設利用券は規則で定める利用時間内での１利用をいう。